

別記様式第1号 (第20条関係)

(被処分団体名)

上記団体は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第2号の規定により

この 土地 ・ 建 物 の
全部 又は一部 () について

使 用 禁 止

の処分を受けています。

期間	年 月 日 から
	年 月 日 まで

公安審査委員会

この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中に取り除くと処罰されます。

Dimensions: 30 (top), 30 (bottom), 297 (width), 420 (height)

- 備考
- 1 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 2 土地又は建物の一部の使用を禁止する場合は、() 内に使用禁止部分を記載する。
 - 3 「使用禁止」及び「公安審査委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
 - 4 色彩は、「使用禁止」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒白色とする。
 - 5 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
 - 6 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 - 7 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
 - 8 裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布するものとする。
 - 9 土地又は建物の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。